

# 世田谷区公報

## 目次

### 規 則

- 世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (85) …… 2
- 世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則 (86) …… 2
- 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則 (87) …… 2
- 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則 (88) …… 14

### 訓 令 甲

- 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正 (37) …… 15

### 告 示

- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (543) …… 15
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (544) …… 15
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (545) …… 15
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示 (546) …… 15
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (547) …… 15
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (548) …… 15
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (549) …… 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (550) …… 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (551) …… 15
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (552) …… 15
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示 (553) …… 16
- 地方自治法施行令に基づく新型コロナウイルスワクチン集団接種会場におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (554) …… 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (555) …… 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (556) …… 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (557) …… 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (558) …… 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (559) …… 16

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (560) …… 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (561) …… 16
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (562) …… 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (563) …… 17
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (564) …… 17
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (565) …… 17
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (566) …… 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (567) …… 17
- 建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示 (568) …… 17
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (569) …… 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (570) …… 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (571) …… 17
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (572) …… 17
- 世田谷区立池尻区民集会所の供用中止の告示 (573) …… 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (574) …… 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (575) …… 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (576) …… 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (577) …… 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (578) …… 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (579) …… 18
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (580) …… 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (581) …… 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (582) …… 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (583) …… 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (584) …… 19
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (585) …… 19
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (586) …… 19
- 令和5年3月24日世田谷区告示第207号の一部を訂正する告示 (587) …… 19
- 令和5年3月24日世田谷区告示第208号の一部を訂正する告示 (588) …… 19
- 令和4年4月1日世田谷区告示第340号の一部を訂正する告示 (589) …… 19
- 令和4年4月1日世田谷区告示第

- 341号の一部を訂正する告示 (590) …… 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (591) …… 19
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (592) …… 20
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (593) …… 20
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (594) …… 20
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (595) …… 20
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (596) …… 20
- 建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示 (597) …… 20
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (598) …… 20
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (599) …… 20
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (600) …… 20
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (601) …… 20
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (602) …… 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (603) …… 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (604) …… 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (605) …… 21
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (606) …… 21
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (607) …… 21
- 世田谷区立荻巻区民センターの供用中止の告示 (608) …… 21

### 公 告

- 世田谷区公文書管理条例に基づく公文書の管理状況の公表の公告 (51) …… 21
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (52) …… 22
- 建築基準法に基づく一団地の区域等の認定の公告 (53) …… 22
- 屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告 (54) …… 22
- 土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関係図書縦覧の公告 (55) …… 22
- 土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関係図書縦覧の公告 (56) …… 22
- 土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関係図書縦覧の公告 (57) …… 22
- 土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関係図書縦覧の公告 (58) …… 22
- 土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関

<p>係図書縦覧の公告 (59) .....23</p> <p>○土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関係図書縦覧の公告 (60) .....23</p> <p>○土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関係図書縦覧の公告 (61) .....23</p> <p>○土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関係図書縦覧の公告 (62) .....23</p> <p>○土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関係図書縦覧の公告 (63) .....23</p> <p>○土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関係図書縦覧の公告 (64) .....23</p> <p>○土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関係図書縦覧の公告 (65) .....24</p> <p>○土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関係図書縦覧の公告 (66) .....24</p> <p>○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (67) .....24</p> <p>○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画案の縦覧の公告 (68) .....24</p> <p>○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (69) .....24</p> <p>○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (70) .....24</p> <p>○予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施内容の変更の公告 (71) .....24</p> <p>○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告 (72) .....25</p> <p><b>告 示 (農)</b></p> <p>○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (9) .....25</p>	<p>部を改正する規則</p> <p>世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区国民健康保険条例施行規則 (昭和34年11月世田谷区規則第10号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第6条を次のように改める。 (高額療養費の支給申請等)</p> <p>第6条 条例第9条の9の規定により、高額療養費の支給を受けようとする者は、区長に、国民健康保険高額療養費支給申請書を提出しなければならない。この場合において、当該申請後の申請を省略しようとするときは、当該申請書にその旨を記載しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項に規定する申請があった場合には、これを審査し、高額療養費の支給又は不支給を決定したときは、国民健康保険高額療養費支給 (不支給) 決定通知書を交付するものとする。</p> <p>3 区長は、第1項後段の規定による申請の省略の希望があった場合には、当該申請を省略させることができる。</p> <p>4 区長は、前項の希望をした者に高額療養費を支給するときは、第2項の規定にかかわらず、国民健康保険高額療養費支給決定通知書を交付するものとする。</p> <p>第30条の表国民健康保険高額療養費支給 (不支給) 決定通知書の項中「第18号様式」を「第18号の1の1様式」に改め、同項の次に次のように加える。</p> <p>国民健康保険高額療養費支給決定通知書第18号の1の2様式</p> <p>第17号様式の(2)裏面を次のように改める。</p> <p>様式省略</p> <p>第18号様式を第18号の1の1様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。</p> <p>様式省略</p> <p>第32号様式の(1)を次のように改める。</p> <p>様式省略</p> <p>第32号様式の(2)中「他 人 (保険料 円)」を「他 人 保険料 円」に、「按分」を「あん分」に改める。</p> <p>第33号様式を次のように改める。</p> <p>様式省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第32号様式の(1)、第32号様式の(2)及び第33号様式の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第17号様式の(2)裏面の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p>	<p>行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則 (平成30年3月世田谷区規則第63号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第1号様式及び第2号様式を次のように改める。</p> <p>様式省略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和5年9月1日から施行する。</p> <p>世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 (平成19年4月世田谷区規則第55号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第11条第4項中「第8項」を「第10項」に改め、同条第6項第2号、第3号及び第5号中「かつ」を「若しくは」に改め、同条第7項中「」を「」に改め、「及び別表第2」に、「かつ」を「若しくは」に改め、同条第10項を同条第12項とし、同条第9項中「別表第12」を「前項本文の場合において、別表第12」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「別表第1の1の部22の項」を「別表第1の1の部23の項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項の次に次の2項を加える。</p> <p>8 集合住宅又はその敷地に多数の者が共同で利用する集会室等の利用居室等、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車施設を設ける場合の集合住宅については、別表第2の規定 (移動等円滑化経路等に係るものに限る。) を準用する。この場合において、「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。</p> <p>9 前項の場合において、別表第2の規定 (移動等円滑化経路等に係るものに限る。) の適用を受ける特定経路等 (別表第12の1の項第1号に規定する経路をいう。) となるべき経路又はその一部については、別表第12の規定は適用しない。</p> <p>別表第1の1の部3の項公共的施設の欄第1号中「又は福祉ホーム」を「福祉ホームその他これらに類する施設」に改め、同欄第2号中「又は身体障害者福祉センター」を「身体障害者福祉センターその他これらに類する施設」に改め、同欄第3号を削り、同部4の項公共的施設の欄第1号中「この項において」を削り、同部22の項中「21の項」を「22の項」に改め、同項を同部23の項とし、同部中5の項から21の項までを1項ずつ繰り下げ、4の項の次に次のように加える。</p>
<p><b>規 則</b></p> <p>次に掲げる規則を公布する。 令和5年8月31日 世田谷区長 保 坂 展 人</p> <p><b>世田谷区規則第85号</b> 世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第86号</b> 世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第87号</b> 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p><b>世田谷区規則第88号</b> 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一</p>	<p>部を改正する規則</p> <p>世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則</p>	<p>行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則</p>
<p>5 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</p>	<p>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</p>	<p>すべての施設</p>

別表第1の3の部道路の項公共的施設の欄第3号中「又は多数」を「かつ多数」に改め、同欄第5号を削り、同表の4の部1の項公共的施設の欄第4号中「(広場状のものに限る)」を「(であって広場状のもの(著しく狭小なものを除く))」に改める。

別表第2(13の項を除く。)中「移動等円滑化経路」を「移動等円滑化経路等」に改め、同表の1の項第1号中「及び次表」を削り、同表の17の項第3号イ中「75センチメートル以上」の次に「(一般客室の床面積(和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。エにおいて同じ。))が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上)」を加え、同号に次のように加える。

エ イの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合においては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、100センチメートル以上(一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上)とすること。

別表第3(1の項第1号及び13の項を除く。)中「移動等円滑化経路」を「移動等円滑化経路等」に改め、同表の1の項第1号中「移動等円滑化経路」を「高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路(以下この表において「移動等円滑化経路

等」という。))」に改め、同号ア中「並びに理髪店」を「、理髪店」に、「店舗については」を「店舗並びに中規模建築物(診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。))又は別表第1の1の部9の項公共的施設の欄第1号に掲げる建築物であって、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ200平方メートル以上500平方メートル未満のものをいう。以下この表において同じ。))にあっては」に改め、同表の3の項第2号ア中「140センチメートル以上」の次に「(中規模建築物にあっては、90センチメートル以上)」を加え、同号ウ中「(主として)」を「(中規模建築物若しくは主として)」に改め、同表の4の項第2号中「次に掲げるもの」の次に「(中規模建築物にあっては、アに掲げるものに限る。))」を加え、同表の5の項第2号中「次に掲げるもの」の次に「(中規模建築物にあっては、エからカまでに掲げるものを除く。))」を加え、同号ア中「併設するもの」の次に「及び中規模建築物に設けるもの」を加え、同号イ中「12分の1」の次に「(中規模建築物にあって、傾斜路の高さが16センチメートル以下のものについては、8分の1)」を加え、同表の8の項第2号ウ(中)中「幼稚園」を「学校」に改め、同表の9の項第2号ア中「140センチメートル以上」の次に「(中規模建築物にあっては、90センチメートル以上)」を加え、同号エ(ア)中「併設するもの」の次に「及び中規模建築物に設けるもの」を加え、同号エ(イ)中「20分の1」の次に「(中規模建築物にあって、傾斜路の高さが16センチメートルを超え75センチメートル以下

のものは12分の1、当該高さが16センチメートル以下のものは8分の1)」を加え、同号エ(イ)に次のただし書を加える。

ただし、中規模建築物にあっては、この限りでない。

別表第3の10の項に次の1号を加える。  
(4) 中規模建築物にあっては、前3号の規定は適用しない。

別表第3の15の項第3号ウ中「70センチメートル以上」を「75センチメートル以上(一般客室の床面積(和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。オにおいて同じ。))が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上)」に改め、同号カ中「及びオ」を「及びカ」に改め、同号カ中をキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ ウの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合においては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、100センチメートル以上(一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上)とすること。

別表第5及び別表第6を次のように改める。

別表第5 道路に関する整備基準(第11条関係)

整備項目	整備基準
1 歩道等	(1) 歩車道の分離 ア 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)と車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)とは、原則として分離し、歩行者又は自転車利用者(以下「歩行者等」という。)の安全を確保すること。 イ 歩道等と車道等を分離する方法としては、セミフラット形式を原則とすること。 ウ 歩道に設ける緑石の車道に対する高さは、15センチメートル以上とすること。 (2) 歩道等の有効幅員及び勾配 ア 歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とし、当該歩道の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。 イ 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる歩行空間を立体的かつ連続的に確保すること。 ウ 歩道等の縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。 エ 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、100分の1以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。 オ 単断面道路の路肩部分の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、最小限とすること。 (3) 舗装等 ア 歩道等の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平たん性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。 イ 歩道等の舗装は、透水性舗装とすること。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ウ 車道等の舗装は、可能な限り透水性舗装又は排水性舗装とすること。 エ 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちず、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。
2 路肩の確保及び区別化	自動車等の交通量が多く、かつ、歩道等と車道等を分離することができない道路については、必要

	<p>に応じ、路肩の幅員を十分に確保するとともに、色調の変化、仕上げの材質の変化等により、外側線を境として車道と路肩とを視覚又は触覚により区別することができるようにすること。</p>
3 歩道等と車道等との段差	<p>(1) 一般的事項</p> <p>ア 車道等に接続する歩道等の部分（以下「接続部分」という。）は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>イ 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。</p> <p>ウ 接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。</p> <p>エ 接続部分には、可能な限り横断待ちのための平坦部を設けること。</p> <p>(2) 交差点における切下げ</p> <p>交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。</p> <p>(3) 枝道等と交差する場合</p> <p>ア 自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。</p> <p>イ 切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。</p>
4 沿道施設との段差	<p>特定公共的施設等の出入口と接続する部分は、段差を可能な限り縮小すること。</p>
5 橋の取付け部	<p>(1) 橋の取付け部においては、可能な限り道路の高低差を縮小すること。</p> <p>(2) 橋の取付け部においては、全ての歩行者等が安全で快適に移動することができるよう勾配を緩やかにする工夫をすること。</p> <p>(3) 橋の取付け部における勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。</p>
6 車両乗入れ部	<p>(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平坦となるような構造とすること。</p> <p>(2) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。</p> <p>(3) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。</p>
7 横断歩道	<p>(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。</p> <p>(2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。</p>
8 視覚障害者誘導用設備	<p>(1) 視覚障害者が多く利用する道路の歩行者の通行部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設けること。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる。</p> <p>(3) 前号ただし書の場合において、輝度比が確保される措置を講ずること。</p>
9 立体横断施設	<p>立体横断施設は、全ての者に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。</p>
10 休憩施設（ベンチ等）	<p>全ての歩行者が歩行中に休憩又は交流をすることができるように、必要に応じベンチ等を設けること。</p>
11 道路附属物及び占用物の整理	<p>道路の附属物及び占用物は、可能な限り整理し、通行することができる空間を最大限に確保することができるように配置すること。</p>
12 歩行者広場	<p>横断歩道の手前その他の道路上の歩行者の滞留が必要な部分には、可能な限り歩行者広場を設けること。</p>
13 案内板等	<p>(1) 道路の要所には、必要に応じ公共施設、病院等の案内板、説明板及び標識（以下この表、次表、別表第6の2及び別表第6の3において「案内板等」という。）を設けること。</p> <p>(2) 案内板等の標示は、内容を容易に読み取ることができるような文字等の大きさ、色調及び明度とすること。</p> <p>(3) 案内板等は分かりやすい場所に配置し、その高さは車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。</p>
14 照明施設	<p>沿道の住民への影響を考慮しながら可能な限り照明施設を設けるものとし、歩行者等の通行部分の照度を確保すること。</p>
15 階段	<p>(1) 地形の形態上やむを得ず道路上に階段を設ける場合には、転落等の危険を回避し、安全を確保するとともに、歩行者の負担を軽減するように配慮すること。</p> <p>(2) 階段は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 踏面及びげあげの寸法は一定とし、踏面はつまずきにくい構造とすること。</p> <p>イ 直階段又は折れ曲がり階段とし、回り階段としないこと。</p> <p>ウ 幅は、150センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 高低差300センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>オ 階段の始終点に、長さ150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。</p> <p>カ 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。</p> <p>キ 階段の始終端部には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(3) 傾斜路を併設すること。</p>

16 滑止め等の交通安全施設	(1) 歩道等のない道路の交差点には、必要に応じ、滑止め等の交通安全施設を設けること。 (2) 交差点には、必要に応じ、歩行者等の注意を喚起するための表示を設けること。
17 駐車場（道路附属物としての自動車駐車場）	(1) 駐車場を設ける場合には、次に掲げる構造等の車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路の長さができるだけ短くなるような位置に設けること。 ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 エ 傾斜部に設けないこと。 オ 原則として透水性舗装とすること。 (2) 駐車場の歩行者の出入口から車椅子使用者用駐車施設の位置までの経路について、案内のための表示をすること。 (3) 車椅子使用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。 ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。 ウ 路面には、排水溝、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちず、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。 エ 原則として透水性舗装とすること。

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第6 道路に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 歩道等	(1) 歩車道の分離 ア 歩道等と車道等とは、原則として分離し、歩行者等の安全を確保すること。 イ 歩道等と車道等を分離する方法としては、セミフラット形式を原則とすること。 ウ 歩道に設ける緑石の車道に対する高さは、15センチメートル以上とすること。 (2) 歩道の有効幅員及び勾配 ア 歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とし、当該歩道の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。 イ 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる歩行空間を立体的かつ連続的に確保すること。 ウ 歩道等の縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。 エ 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、100分の1以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。 (3) 舗装等 ア 歩道等の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平たん性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。 イ 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちず、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。
2 歩道等と車道等との段差	(1) 一般的事項 ア 接続部分は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。 イ 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。 ウ 接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。 エ 接続部分には、可能な限り横断待ちのための平たん部を設けること。 (2) 交差点における切下げ 交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。 (3) 枝道等と交差する場合 ア 自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道面が連続して平たんとなるような構造とすること。 イ 切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。
3 車両乗入れ部	(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平たんとなるような構造とすること。 (2) 車両乗入れ部の緑石の段差は、5センチメートルを標準とすること。 (3) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊緑石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。
4 横断歩道	(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。

	(2) 横断歩道には、可能な限り道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。
5 視覚障害者誘導用設備	(1) 視覚障害者が多く利用する道路の歩行者の通行部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設けること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる。 (3) 前号ただし書の場合において、輝度比が確保される措置を講ずること。
6 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。
7 休憩施設（ベンチ等）	高齢者、障害者等が歩行中に休憩又は交流をすることができるように、必要に応じベンチ等を設けること。
8 案内板等	(1) 道路の要所には、必要に応じ公共施設、病院等の案内板等を設けること。 (2) 案内板等の標示は、内容を容易に読み取ることができるような文字等の大きさ、色調及び明度とすること。 (3) 案内板等は分かりやすい場所に配置し、その高さは車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。
9 駐車場（道路附属物としての自動車駐車場）	駐車場を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な配慮をすることともに、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

<p>別表第6の2の19の項第2号中「表示」を「標示」に、「文字」を「文字等」に改め、同表備考中「又は」を「かつ」に改める。</p> <p>別表第6の3の14の項第2号中「表示」を「標示」に、「文字」を「文字等」に改める。</p> <p>別表第7の1の項第1号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、車椅子使</p>	<p>用者等が円滑に通行することができる構造とすること。</p> <p>別表第7の1の項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同表の5の項カに次のただし書を加える。</p> <p>ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>別表第7の5の項キに次のただし書を加える。</p> <p>ただし、側面が壁面である場合は、</p>	<p>この限りでない。</p> <p>別表第7の備考中「若しくは」を「かつ」に改める。</p> <p>別表第8の15の項中ケをコとし、ウからクまでをエからケまでとし、イの次に次のように加える。</p> <p>ウ 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保すること。</p> <p>別表第9及び別表第10を次のように改める。</p>
---	--	---

別表第9 公共交通施設に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 道路等から駅舎等の出入口までの経路	道路等から鉄道及び軌道の旅客施設（以下「駅舎等」という。）の出入口までの経路は、次に掲げる構造とすること。 ア 路面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。 イ 路面には、段差を設けないこと。 ウ 路面には、排水口、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造の蓋を設けること。
2 移動等円滑化経路	(1) 駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て車両の旅客用乗降口に至る経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に連続して利用することができる経路（以下この表及び次表において「移動等円滑化経路」という。）とすること。 (2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。 (3) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下この表及び次表において「乗継ぎ経路」という。）のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。 (4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。 (5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、第1号の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。
3 駅舎等の出入口	駅舎等の出入口は、次に掲げる構造とすること。 ア 床面には、段差を設けないこと。ただし、8の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 イ 地形上又は構造上困難な駅舎等であっても、1以上の出入口については、段差を解消すること。 ウ 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとし、出入口の内外の滑りにくさは、同等とすること。 エ 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85センチメートル以上とすることができる。 オ 駅舎等の出入口に車椅子使用者のための停車区画を設ける場合には、車椅子使用者のための停車区画である旨を見やすい方法により表示すること。

	カ 駅舎等の出入口の上屋は、コンコース、通路等が雨等によりぬれない構造とすること。
4 駅舎等の駐車場	駐車場を設ける場合の位置、構造等については、別表第2に規定する整備基準を準用する。
5 駅舎等の通路等	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 幅は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、8の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合又は9の項に定める要件を満たすエレベーター（地形上又は施設管理上当該エレベーターを設けることができない場合にあつては、10の項に定める要件を満たすエスカレーター）を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。</p> <p>エ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>(2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p>
6 駅舎等の出札、案内所等	<p>(1) 出札、案内所等のカウンターは、下部に車椅子使用者が円滑に利用することができるための空間を設けること。</p> <p>(2) 出札、案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(3) 案内所等（勤務する者を置かないものを除く。）には、筆談用具等を準備し、当該用具のある旨の表示をすること。</p>
7 駅舎等の階段	<p>階段は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 主要な階段の踏面及びげあげの寸法は、一定とすること。</p> <p>イ 主要な階段は、直階段又は折れ曲がり階段とし、回り階段としないこと。</p> <p>ウ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 高さ300センチメートル以内ごとに踊り場を設けること。</p> <p>オ 踏面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>カ 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>キ 手すりの端部付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表記すること。</p> <p>ク 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>ケ 階段下等において、視覚障害者等が安全に歩行するために必要な高さ、空間等を確保すること。やむを得ず確保することができない場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。</p> <p>コ 階段の両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
8 駅舎等の傾斜路	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、屋内にあつては12分の1以下、屋外にあつては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも高さが16センチメートル以下の場合は8分の1以下、屋外において高さが75センチメートル以下の場合は12分の1以下とすることができる。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ180センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 傾斜路の折返し部分及び他の通路と出会う部分には、長さ180センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(2) 傾斜路の両側に、高さ35センチメートル以上の立ち上がり（車椅子あたり）を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路と容易に識別することができるものとする。</p> <p>(5) 屋外に設ける傾斜路については、上屋を設けること。</p>
9 駅舎等のエレベーター	<p>移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に設け、次に掲げる構造とすること。ただし、地形上又は施設管理上エレベーターを設けることができない場合で、駅舎等に隣接する他の施設により移動等円滑化された経路を利用することができる場合、次項に定める要件を満たすエスカレーターを設けるとし又は当該高低差のある部分が前項に定める要件を満たす傾斜路及び通路によって連続しているときは、この限りでない。</p> <p>ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 籠の容量は、11人乗り以上とし、エレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、駅舎等における高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 既設の駅舎等で構造上困難な場合</p> <p>(イ) 籠の内部で車椅子を転回することなく円滑に乗降することができる機種を設置する場合</p> <p>ウ 高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備、音声誘導装置等を設けること。</p> <p>エ 昇降路の出入口の前の部分に、車椅子を回転させることができる空間を確保し、制御装置側に寄せて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠の外部及び籠の内部に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠の外部にいる者と籠の内部にいる者が互いに視覚的に確認することができる構造とすること。</p>
10 駅舎等のエスカレーター	エスカレーターを設置する場合は、次に掲げる構造等とすること。

	<p>ア 改札口にできるだけ近い位置に設けること。</p> <p>イ 上下専用であること。</p> <p>ウ 踏面、くし板及び床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 緊急時の非常停止装置は、容易に操作することができるものとし、かつ、分かりやすい位置に設けること。</p> <p>オ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別できるよう原則として黄色による縁取りを行うこと。</p> <p>カ 前項に定める要件を満たすエレベーターの設置が困難な駅舎等に設けるエスカレーターは、車椅子対応型エスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>キ 踏段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別することができるものとする。</p> <p>ク 進入可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。</p> <p>ケ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。</p>
<p>11 駅舎等の便所</p>	<p>(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 便所への案内、誘導、男女別表示等を分かりやすく表示すること。</p> <p>イ 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 出入口及び床面には、段差を設けないこと。</p> <p>エ 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 大便器（車椅子使用者用便房に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の1以上に手すりを設けること。</p> <p>カ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を受け口の高さが35センチメートル以下の小便器とし、当該小便器の1以上の付近に手すりを設けること。</p> <p>キ 洗面器（車椅子使用者用便房に設けるものを除く。）を設ける場合には、洗面器の1以上の付近に手すりを設けること。</p> <p>ク 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>ケ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>コ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設けること。</p> <p>サ クからコまでの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。なお、表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p> <p>(2) 前号の便所の内部に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ア 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口の戸は、車椅子使用者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 車椅子使用者等が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>エ 腰掛式の大便器、洗浄装置、汚物入れ、手すり、洗面器、非常呼び出し装置等を適切な位置に設けること。</p>
<p>12 駅舎等の旅客待合所及び休憩設備（ベンチ等）</p>	<p>(1) 旅客待合所を設ける場合には、次に掲げる構造等及び設備とすること。</p> <p>ア 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 旅客待合所への主要な通路の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 床面には、段差を設けないこと。ただし、8の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>エ 床面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、旅客待合所に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。</p> <p>カ 車椅子使用者等が利用することができる十分な広さを確保し、高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ、テーブル等を適宜設けること。</p> <p>(2) 通路等又は乗降場に次に掲げる構造等の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備（以下この項において「休憩設備」という。）を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p> <p>ア 分かりやすく利用しやすい位置に配置し、通路等から休憩設備までの経路は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるように配慮すること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ等を適宜設けること。</p> <p>ウ イの設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けること。</p>
<p>13 駅舎等の戸</p>	<p>駅舎等の不特定又は多数の者が利用する施設の出入口の戸は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</p>



	<p>イ 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。</p> <p>ウ 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p>
<p>14 駅舎等の案内板等</p>	<p>(1) 駅舎等の出入口付近はその他の適切な場所には、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備等の配置を表示した案内板等を設けること。</p> <p>(2) 駅舎等の出入口付近には、周辺の施設等の案内板等を設けること。</p> <p>(3) 駅舎等の要所に駅の名前を表示し、及び路線の案内板、乗降場その他の主要な施設の案内板等を設けること。</p> <p>(4) 移動等円滑化の措置がとられた主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(5) 駅舎等の案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。</p> <p>(6) 駅舎等の案内板等の表示は、高齢者、障害者等に配慮して内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。</p> <p>(7) 駅舎等の案内板等の表記には、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。</p>
<p>15 駅舎等の案内装置等</p>	<p>(1) 列車の到着及び通過、行き先等を知らせるための放送設備等を設けること。</p> <p>(2) フラッシュ及び音声により聴覚障害者及び視覚障害者に緊急事態の発生を知らせるための点滅型誘導音装置付誘導灯を設けること。</p> <p>(3) 連続した手すりの曲がり角及び手すりの端部付近には、点字又は記号により案内表示をすること。</p> <p>(4) 駅舎等の設備等の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口付近その他適切な場所に設けること。</p> <p>(5) 乗降場には、列車の到着、通過、行き先等を知らせるための文字による案内表示をすることができる情報提供表示器を設置すること。</p> <p>(6) 列車の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。</p>
<p>16 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック</p>	<p>(1) 駅舎等の通路等であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、駅舎等の設備等の配置を表示した点字案内板及び触知案内図（以下この表及び次表において「設備等配置点字案内板等」という。）、便所の出入口、券売機並びに出札、案内所等との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(3) 券売機から改札口までの経路及び改札口の通路の1以上に視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。</p> <p>(4) 階段、傾斜路及びエスカレーターの始末端部に近接する通路の床並びにエレベーターの乗降ロビーの操作盤、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機及び出札、案内所等の前には、点状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。</p> <p>(5) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達することができるよう配慮すること。</p> <p>(6) 色は、周囲の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。</p> <p>(7) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。</p> <p>(8) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性及び耐磨耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。</p>
<p>17 駅舎等の手すり</p>	<p>(1) 一般旅客が常時利用する主要心通路においては、両側に二段手すりを設けること。</p> <p>(2) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して二段手すりを設けること。</p> <p>(3) 前2号の二段手すりは、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 取付高さは、下段が床面から65センチメートル程度、上段が床面から85センチメートル程度とすること。</p> <p>イ 形状は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。</p> <p>ウ 材質は、その取付場所に見合ったものとする。</p> <p>エ 始末端部、分岐部等の要所には、行き先、方面等を点字で表示すること。</p> <p>(4) 便所、エレベーター等においては、次に掲げる構造の移乗等動作補助用手すりを設けること。</p> <p>ア 移乗等動作に応じて、水平型又は垂直型とすること。</p> <p>イ 形状は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。</p> <p>ウ 材質は、その取付場所に見合ったものとする。</p>
<p>18 駅舎等の券売機</p>	<p>(1) 券売機は、金銭投入口等を車椅子使用者の手の届く高さに設け、車椅子使用者が券売機に近接することができるようにカウンターに切込みを入れること又は蹴込み付券売機とすること。</p> <p>(2) 券売機は、運賃等を点字で表示すること。機種により表示が困難な場合は、1以上を視覚障害者が支障なく利用することができる機種とすること。</p> <p>(3) 運賃表は、内容を容易に読み取ることができる文字の大きさとし、高齢者、障害者等に見やすい位置に設けること。</p>

19 駅舎等の公衆電話	<p>公衆電話を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の台の上に置くこと。</p> <p>ア 高さは、70センチメートル程度であること。</p> <p>イ 下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル程度の空間があること。</p>
20 駅前広場	<p>駅前広場は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用することができる規模及び配置とし、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 歩行者用通路は、車路と分離すること。</p> <p>イ 駅舎等の出入口付近に必要に応じて歩行者が留まることができる空間及び休憩施設を設けること。</p> <p>ウ 歩行者用通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>エ 歩行者用通路は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ バス停留所は、運行本数及び路線数に応じて配置すること。</p> <p>カ 必要に応じて案内板、説明板、標識等（以下この表及び次表において「案内板等」という。）を設けること。</p> <p>キ 案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。</p> <p>ク 案内板等の表示は、高齢者、障害者等に配慮して内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。</p> <p>ケ 案内板等の表記は、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。</p>
21 自転車等駐車場	<p>自転車等駐車場は、次に掲げる構造等とすること。</p> <p>ア 出入口は、車の通行等を考慮して安全な位置に設けること。</p> <p>イ 自転車等の入出庫は、入出が容易な構造とすること。</p> <p>ウ 自転車等の駐車方法は、平置式とすること。</p> <p>エ 照明設備を設けること。</p> <p>オ 場内の見通しがきくこと。</p> <p>カ 場内の分かりやすい位置に案内板等を設けること。</p>
22 こ線橋	<p>こ線橋は、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な移動に配慮した構造、配置等とすること。</p>
23 踏切	<p>踏切は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 歩行者が安全かつ円滑に通行することができる通路部分を連続して確保すること。</p> <p>イ 踏切の手前に歩行者が安全に留まることができる空間を確保すること。</p> <p>ウ 踏切内は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 歩道等の踏切道手前部に、点状ブロックによる踏切道の注意喚起を行うとともに、線状ブロックを部分的に敷設し、注意喚起を行う点状ブロックに適切に誘導すること。</p> <p>オ 踏切道内には、視覚障害者が車道及び線路に誤って進入することを防ぐとともに踏切の外にいと誤認することを回避するため、表面に凹凸のついた誘導表示等（歩道等に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形状とする。）を設けること。</p>
24 鉄軌道駅の改札口	<p>(1) 改札口の通路のうち1以上は、幅を90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 自動改札機を設ける場合には、当該自動改札機への進入の可否を分かりやすく表示すること。</p>
25 鉄道駅の乗降場	<p>鉄道駅の乗降場は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 床面の水勾配は、100分の1程度とし、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。ただし、階段、エスカレーター等へのすり付け部における水勾配は、この限りでない。</p> <p>イ 床面及びホーム先端のノンスリップタイルは、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ ホーム先端のノンスリップタイルの材料を選択する場合には、ホーム縁端警告ブロックとの対比効果が得られるように配置すること。</p> <p>エ 縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック又は点状ブロック（以下これらを「ホーム縁端警告ブロック等」という。）を連続して敷設すること。</p> <p>オ 線路側以外の端部には、転落防止のための柵等を設けること。</p> <p>カ 列車の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、乗降場と車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。</p> <p>キ 乗降に係る部分については、上屋を設けること。</p> <p>ク 発着する全ての車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドア又はホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>ケ クに掲げる乗降場以外の乗降場にあつては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落防止のための設備を設けること。</p> <p>コ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。</p> <p>サ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>シ 車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>
26 軌道の停留所	<p>(1) 乗降場は、車椅子を回転させることができる幅を確保すること。</p>

	<p>(2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 乗降場に至る経路及び乗降場には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。</p> <p>(4) 乗降場の縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設すること。</p> <p>(5) 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路、乗降場等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。</p>
27 バス停留所	<p>(1) 分かりやすい場所に停留所の位置等を示す表示をすること。</p> <p>(2) 行き先、経由地、運行予定表等を表示すること。</p> <p>(3) 駅前広場等におけるバスターミナルには、全体の運行系統、バス停留所等を表示する総合的な案内板を設けること。</p> <p>(4) 乗降場の床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(6) 乗降場の縁端のうち、車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分には、視覚障害者の進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>(7) 乗降場に接して停留する車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造とすること。</p>
28 タクシー乗り場	<p>(1) タクシー乗り場である旨を表示すること。</p> <p>(2) 乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第10 公共交通施設に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 移動等円滑化経路	<p>(1) 駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て車両の旅客用乗降口に至る経路のうち1以上を、移動等円滑化経路とすること。</p> <p>(2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(3) 乗継ぎ経路のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。</p> <p>(4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、第1号の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。</p>
2 駅舎等の出入口	<p>駅舎等の出入口は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 床面には、段差を設けないこと。ただし、7の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 地形上又は構造上困難な駅舎等であっても、1以上の出入口については、段差を解消すること。</p> <p>ウ 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85センチメートル以上とすることができる。</p>
3 駅舎等の駐車場	<p>駐車場を設ける場合の位置、構造等については、別表第3に規定する遵守基準を準用する。</p>
4 駅舎等の通路等	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、7の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合又は8の項に定める要件を満たすエレベーター（地形上又は施設管理上当該エレベーターを設けることができない場合にあっては、9の項に定める要件を満たすエスカレーター）を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。</p> <p>エ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>(2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p>
5 駅舎等の出札、案内所等	<p>(1) 出札、案内所等のカウンターは、下部に車椅子使用者が円滑に利用することができるための空間を設けること。</p> <p>(2) 出札、案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(3) 案内所等（勤務する者を置かないものを除く。）には、筆談用具等を準備し、当該用具のある旨の表示をすること。</p>
6 駅舎等の階段	<p>階段は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 主要な階段は、回り階段としないこと。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p>

	<p>ウ 高さ300センチメートル以内ごとに踊り場を設けること。</p> <p>エ 踏面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>カ 手すりの端部付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表記すること。</p> <p>キ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>ク 階段下等において、視覚障害者等が安全に歩行するために必要な高さ、空間等を確保すること。やむを得ず確保することができない場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。</p> <p>ケ 階段の両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
<p>7 駅舎等の傾斜路</p>	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、段を併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 勾配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも高さが16センチメートル以下の場合は8分の1以下、屋外において高さが75センチメートル以下の場合は12分の1以下とすることができる。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにおいて、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 傾斜路の折返し部分及び他の通路と出会う部分には、水平部分を設けること。</p> <p>(2) 傾斜路の両側に、高さ35センチメートル以上の立ち上がり（車椅子あたり）を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路と容易に識別することができるものとする。</p>
<p>8 駅舎等のエレベーター</p>	<p>移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に設け、次に掲げる構造とすること。ただし、駅舎等に隣接する他の施設により移動等円滑化された経路を利用することができる場合又は地形上若しくは施設管理上エレベーターを設けることが著しく困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 籠の容量は、11人乗り以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 既設の駅舎等で構造上困難な場合</p> <p>(イ) 籠の内部で車椅子を転回することなく円滑に乗降することができる機種を設置する場合</p> <p>ウ 高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備を設けること。</p> <p>エ 昇降路の出入口の前の部分に、車椅子を回転させることができる空間を確保し、制御装置側に寄せて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠の外部及び籠の内部に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠の外部にいる者と籠の内部にいる者が互いに視覚的に確認することができる構造とすること。</p>
<p>9 駅舎等のエスカレーター</p>	<p>エスカレーターを設置する場合は、次に掲げる構造等とすること。</p> <p>ア 踏面、くし板及び床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 緊急時の非常停止装置は、容易に操作することができるものとし、かつ、分かりやすい位置に設けること。</p> <p>ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別できるよう原則として黄色による縁取りを行うこと。</p> <p>エ 前項に定める要件を満たすエレベーターの設置が困難な駅舎等に設けるエスカレーターは、車椅子対応型エスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>オ 踏段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別することができるものとする。</p> <p>カ 進入可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。</p> <p>キ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上下専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p>
<p>10 駅舎等の便所</p>	<p>(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 便所への案内、誘導、男女別表示等を分かりやすく表示すること。</p> <p>イ 床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 出入口及び床面には、段差を設けないこと。</p> <p>エ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 大便器（車椅子使用者用便房に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の1以上に手すりを設けること。</p> <p>カ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を受け口の高さが35センチメートル以下の小便器とし、当該小便器の1以上の付近に手すりを設けること。</p> <p>キ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p>

	<p>ク ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>ケ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設けること。</p> <p>コ キからケまでの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(2) 前号の便所の内部又は近接した分かりやすく利用しやすい位置に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ア 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口の戸は、車椅子使用者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 車椅子使用者等が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>エ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり、洗面器、非常呼び出し装置等を適切な位置に設けること。</p>
<p>11 駅舎等の旅客待合所及び休憩設備（ベンチ等）</p>	<p>(1) 旅客待合所を設ける場合には、次に掲げる構造等及び設備とすること。</p> <p>ア 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 旅客待合所への主要な通路の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 床面には、段差を設けないこと。ただし、7の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>エ 床面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、旅客待合所に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。</p> <p>カ 車椅子使用者等が利用することができる十分な広さを確保し、高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。</p> <p>(2) 通路等又は乗降場が高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 前号の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けること。</p>
<p>12 駅舎等の戸</p>	<p>駅舎等の不特定かつ多数の者が利用する施設の出入口の戸は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。</p> <p>ウ 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p>
<p>13 駅舎等の案内板等</p>	<p>(1) 駅舎等の出入口付近その他の適切な場所には、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備等の配置を表示した案内板等を設けること。ただし、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 移動等円滑化の措置がとられた主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) 駅舎等の案内板等の表示は、高齢者、障害者等に配慮して内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。</p> <p>(4) 駅舎等の案内板等の表記には、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。</p>
<p>14 駅舎等の案内装置等</p>	<p>(1) 駅舎等の設備等の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口付近その他適切な場所に設けること。ただし、駅舎等の設備等の配置が単純な場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 列車の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。</p>
<p>15 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック</p>	<p>(1) 駅舎等の通路等であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機並びに出札、案内所等との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、前号ただし書の経路については、この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの始末端部に近接する通路の床並びにエレベーターの乗降ロビーの操作盤、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機及び出札、案内所等の前には、点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(4) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達することができるよう配慮すること。</p> <p>(5) 色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。</p> <p>(6) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。</p> <p>(7) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性及び耐磨耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。</p>

<p>16 駅舎等の手すり</p>	<p>(1) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して手すりを設けること。                  (2) 前号の手すりは、次に掲げる構造とすること。                  ア 取付高さは、一段手すりの場合は床面から80センチメートル程度、二段手すりの場合は下段が床面から65センチメートル程度、上段が床面から85センチメートル程度とすること。                  イ 形状は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。                  ウ 材質は、その取付場所に見合ったものとする。                  エ 始末端部、分岐部等の要所には、行き先、方面等を点字で表示すること。                  (3) 便所、エレベーター等においては、移乗等動作補助用手すりを設けること。</p>
<p>17 駅舎等の券売機</p>	<p>(1) 券売機は、金銭投入口等を車椅子使用者の手の届く高さに設け、車椅子使用者が券売機に近接することができるようにカウンターに切込みを入れること又は蹴込み付券売機とすること。                  (2) 券売機は、運賃等を点字で表示すること。機種により表示が困難な場合は、1以上を視覚障害者が支障なく利用することができる機種とすること。</p>
<p>18 鉄軌道駅の改札口</p>	<p>(1) 改札口の通路のうち1以上は、幅を90センチメートル以上とすること。                  (2) 自動改札機を設ける場合には、当該自動改札機への進入の可否を分かりやすく表示すること。</p>
<p>19 鉄道駅の乗降場</p>	<p>鉄道駅の乗降場は、次に掲げる構造とすること。                  ア 床面の水勾配は、100分の1程度とし、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。ただし、階段、エスカレーター等へのすり付け部における水勾配は、この限りでない。                  イ 床面及びホーム先端のノンスリップタイルは、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。                  ウ 縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設すること。ただし、ホームドア、ホームゲート等が設置されている場合は、この限りでない。                  エ 線路側以外の端部には、転落防止のための柵等を設けること。                  オ 列車の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、乗降場と車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。                  カ 発着する全ての車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドア又はホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。                  キ カに掲げる乗降場以外の乗降場にあつては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落防止のための設備を設けること。                  ク 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。                  ケ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。                  コ 車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>
<p>20 軌道の停留所</p>	<p>(1) 乗降場は、車椅子を回転させることができる幅を確保すること。                  (2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。                  (3) 乗降場に至る経路及び乗降場には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。                  (4) 乗降場の縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設すること。                  (5) 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路、乗降場等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。</p>
<p>21 バス停留所</p>	<p>(1) 乗降場の床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。                  (2) 乗降場の縁端のうち、車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分には、視覚障害者の進入を防止するための設備を設けること。                  (3) 乗降場に接して停留する車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のものであること。</p>

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

<p>別表第12中「特定経路」を「特定経路等」に改め、同表の1の項第1号中「及び次表」を削り、同表の8の項第2号イ、同表の11の項第1号ただし書及び同表の13の項第1号中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に改める。                  別表第13の1の項第1号中「特定経路」を「多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この表において「特定経路」という。）」に改め、同表の8の項第2号イ、同表の11の項第1号ただし書及び同表の13の項第1号中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に改める。                  第4号様式を次のように改める。</p>	<p>様式省略                  附 則                  1 この規則は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。                  2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年3月世田谷区条例第27号）第14条の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備（以下「生活環境の整備」という。）について適用し、施行日前に行われた条例の規定によ</p>	<p>る届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。                  3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第4号様式の規定により作成され、交付されているユニバーサルデザイン推進条例整備基準適合証は、この規則による改正後の第4号様式の規定により作成され、交付されたユニバーサルデザイン推進条例整備基準適合証とみなす。                  世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則                  世田谷区立身近な広場条例施行規則（平</p>
---	---	---

成7年3月世田谷区規則第46号)の一部を次のように改正する。  
別表第1の3の部世田谷区立玉堤2-3遊び場の項を削る。  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。

訓令甲

◎世田谷区訓令甲第37号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
児 童 相 談 所  
保 健 所  
出 張 所

事業所  
職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程(平成10年4月世田谷区訓令甲第20号)の一部を次のように改正する。  
令和5年8月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別表民家園係の部に次のように加える。

郷土資料館	郷土資料館に勤務する職員	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、その時限は別に定める。	月曜日及び4週間を通じ4日(その割振りは別に定める。)
-------	--------------	--------------------	-------------------	-----------------------------

告示

◎世田谷区告示第543号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
22-D003-07
- 2 変更の区間  
世田谷区宮坂二丁目2092番28の内
- 3 変更の区域  
延長 9.04メートル  
幅員 0.61メートルから  
0.63メートルまで  
面積 5.68平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年8月1日

◎世田谷区告示第544号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。  
令和5年8月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第545号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。  
令和5年8月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第546号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別

紙のとおり告示する。  
令和5年8月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第547号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。  
令和5年8月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第548号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。  
令和5年8月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第549号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。  
令和5年8月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第550号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月2日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-28
- 2 変更の区間  
世田谷区下馬六丁目79番11の内
- 3 変更の区域  
延長 8.08メートル  
幅員 0.11メートルから  
0.38メートルまで  
面積 2.03平方メートル

4 供用開始の期日  
令和5年8月2日

◎世田谷区告示第551号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月2日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区太子堂二丁目313番114
- 3 変更の区域  
延長 1.24メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.12メートルまで  
面積 0.08平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年8月2日

◎世田谷区告示第552号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月2日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 供用開始の区間  
(1) 世田谷区太子堂二丁目313番111から313番115まで  
(2) 世田谷区太子堂二丁目316番14  
(3) 世田谷区三宿一丁目314番13から314番51まで
- 3 供用開始の区域  
(1) 延長 25.46メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.99メートルまで  
面積 15.45平方メートル  
(2) 延長 5.53メートル  
幅員 0.62メートル  
面積 3.66平方メートル  
(3) 延長 21.15メートル  
幅員 0.62メートルから  
8.15メートルまで

面積 70.53平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和5年8月2日

---

**◎世田谷区告示第553号**  
車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。  
この関係図面は、令和5年8月3日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月3日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名  
特別区道
- 2 指定区間  
世田谷区桜丘五丁目12番先から世田谷区桜丘五丁目26番先まで
- 3 指定年月日  
令和5年8月3日

**◎世田谷区告示第554号**  
新型コロナワクチン集団接種会場におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。  
令和5年8月3日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方  
(1) 名称 株式会社江栄  
(2) 所在地 東京都世田谷区野毛二丁目3番8号
- 2 委託期間  
令和5年4月1日から同年8月15日まで

**◎世田谷区告示第555号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月4日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
45-13
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水二丁目624番15
- 3 変更の区域  
延長 8.24メートル  
幅員 0.12メートルから0.14メートルまで  
面積 1.12平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年8月4日

**◎世田谷区告示第556号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月4日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月4日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 36-20  
(2) 36-20
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区祖師谷六丁目681番31の内  
(2) 世田谷区祖師谷六丁目681番31の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 7.27メートル  
幅員 0.18メートルから0.19メートルまで  
面積 1.35平方メートル  
(2) 面積 1.31平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年8月4日

**◎世田谷区告示第557号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和5年8月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月4日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-20
- 2 変更の区間  
世田谷区祖師谷六丁目681番31の内
- 3 変更の区域  
延長 0.06メートル  
幅員 0.19メートル  
面積 0.01平方メートル

**◎世田谷区告示第558号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月4日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区三軒茶屋二丁目199番3
- 3 変更の区域  
延長 11.58メートル  
幅員 0.49メートルから0.63メートルまで  
面積 7.44平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年8月4日

**◎世田谷区告示第559号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月4日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月4日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区北沢三丁目953番22
- 3 変更の区域  
延長 9.67メートル  
幅員 0.22メートルから0.26メートルまで  
面積 2.39平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年8月4日

**◎世田谷区告示第560号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月4日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田三丁目468番12の内から468番1の内まで
- 3 変更の区域  
延長 21.13メートル  
幅員 0.28メートルから0.31メートルまで  
面積 7.37平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年8月4日

**◎世田谷区告示第561号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月4日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 42-42  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区桜丘一丁目2590番11の内  
(2) 世田谷区桜丘一丁目2590番11の内
- 3 変更の区域  
(1) 面積 0.50平方メートル  
(2) 延長 10.49メートル  
幅員 0.29メートルから0.48メートルまで  
面積 4.09平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年8月4日

**◎世田谷区告示第562号**  
介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85



条第2号の規定により告示する。

令和5年8月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 居宅介護支援みやのもり
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区奥沢五丁目7番14-303号
- 3 事業者の名称 株式会社宮の森産業
- 4 廃止届受理年月日 令和5年7月12日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年8月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区八幡山一丁目128番3の内から128番3の内まで
- 3 変更の区域
  - 延長 14.71メートル
  - 幅員 2.00メートルから2.01メートルまで
  - 面積 29.51平方メートル

◎世田谷区告示第564号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年8月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 22-G183
- 2 一部を廃止する起終点
  - (旧) 世田谷区八幡山一丁目128番3地先無番から110番14地先無番まで
  - (新) 世田谷区八幡山一丁目128番2地先無番から110番14地先無番まで
- 3 廃止の期日 令和5年8月7日

◎世田谷区告示第565号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年8月7日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第566号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和5年8月8日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年8月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区三宿一丁目121番8の内
- 3 変更の区域
  - 延長 7.13メートル
  - 幅員 0.12メートルから0.15メートルまで
  - 面積 0.96平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年8月9日

◎世田谷区告示第568号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和5年8月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号 第197号
- 2 指定取消年月日 令和5年8月8日
- 3 指定取消する道路の種類 道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- 4 道路の区域 世田谷区船橋一丁目122番2、122番9、122番10、122番11、122番12、124番6の一部、124番29、124番30、29番90番26の一部、122番2先無番1の一部、122番2先無番2、124番6先無番

- 5 道路の幅員 8.50メートル
- 6 道路の延長 19.58メートル

◎世田谷区告示第569号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和5年8月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号 31-Z029
- 2 区間 世田谷区桜新町二丁目532番2地先無番から532番4地先無番まで
- 3 廃止の期日 令和5年8月14日

◎世田谷区告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年8月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 40-33
- 2 変更の区間 世田谷区等々力二丁目31番42の内から31番3の内まで
- 3 変更の区域
  - 延長 15.25メートル
  - 幅員 0.27メートル
  - 面積 4.19平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年8月14日

◎世田谷区告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年8月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 40-33
- 2 変更の区間 世田谷区等々力二丁目31番3の内
- 3 変更の区域
  - 延長 0.07メートル
  - 幅員 0.27メートル
  - 面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

# 世田谷区公報

この関係図面は、令和5年8月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 供用開始の区間  
世田谷区瀬田五丁目282番8から279番5まで
- 3 供用開始の区域  
延長 51.87メートル  
幅員 0.98メートルから1.26メートルまで  
面積 58.46平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年8月14日

### ◎世田谷区告示第573号

次の世田谷区立区民集会所は、その供用を中止する。

令和5年8月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称  
世田谷区立池尻区民集会所
- 2 位置  
東京都世田谷区池尻三丁目27番21号
- 3 供用を中止する期間  
(1) 第1会議室 令和5年9月1日から令和6年3月31日まで  
(2) 第2会議室 令和5年9月1日から当分の間

### ◎世田谷区告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年8月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区粕谷三丁目649番17の内から649番61の内まで
- 3 変更の区域  
延長 13.57メートル  
幅員 0.32メートルから0.33メートル  
面積 4.62平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年8月15日

### ◎世田谷区告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年8月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
38-10
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢一丁目34番20
- 3 変更の区域  
延長 13.22メートル  
幅員 0.19メートルから0.30メートルまで  
面積 3.30平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年8月15日

### ◎世田谷区告示第576号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年8月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-G081
- 2 廃止する起終点  
世田谷区北沢五丁目764番5地先無番から768番3地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和5年8月15日

### ◎世田谷区告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年8月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
48-10
- 2 変更の区間  
世田谷区成城九丁目911番6の内から895番55まで
- 3 変更の区域  
延長 59.53メートル  
幅員 0.00メートルから1.24メートルまで  
面積 60.02平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年8月16日

### ◎世田谷区告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年8月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田六丁目871番12の内
- 3 変更の区域

- 延長 14.06メートル
- 幅員 0.15メートルから0.20メートルまで
- 面積 2.48平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年8月16日

### ◎世田谷区告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年8月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷三丁目831番10の内
- 3 変更の区域  
延長 8.87メートル  
幅員 0.62メートル  
面積 5.51平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年8月16日

### ◎世田谷区告示第580号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和5年8月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号  
第2918号
- 2 指定変更年月日  
令和5年8月15日
- 3 指定変更の位置  
世田谷区祖師谷二丁目154番4、154番5の一部、160番55の一部、160番61、160番76、160番77の一部、160番78、160番79、160番80、160番82の一部、160番87、160番89及び197番2の一部
- 4 道路の幅員  
4.00～15.00メートル
- 5 道路の延長  
477.50メートル
- 6 申請者氏名  
東京都住宅供給公社  
理事長 中井 敬三

### ◎世田谷区告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年8月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月18日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区若林三丁目227番67の内  
から227番69の内まで

3 変更の区域  
延長 2.08メートル  
幅員 0.91メートルから  
0.92メートルまで  
面積 1.91平方メートル

◎世田谷区告示第582号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
31-8

2 変更の区間  
世田谷区大原一丁目1124番36

3 変更の区域  
延長 15.56メートル  
幅員 0.18メートルから  
0.20メートルまで  
面積 3.05平方メートル

4 供用開始の期日  
令和5年8月18日

◎世田谷区告示第583号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
34-29

2 変更の区間  
世田谷区松原五丁目146番21の内

3 変更の区域  
延長 9.10メートル  
幅員 0.18メートルから  
0.22メートルまで  
面積 1.82平方メートル

4 供用開始の期日  
令和5年8月18日

◎世田谷区告示第584号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
33-20

2 変更の区間  
世田谷区北沢三丁目913番42の内

から913番40の内まで

3 変更の区域  
延長 20.54メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.18メートルまで  
面積 3.70平方メートル

4 供用開始の期日  
令和5年8月18日

◎世田谷区告示第585号  
介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。  
令和5年8月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称  
居宅介護支援事業所ソラスト世田谷

2 事業所の所在地  
東京都世田谷区  
桜新町二丁目31番5号東芝桜新町ビル3F

3 事業者の名称  
株式会社ソラスト

4 廃止届受理年月日  
令和5年7月20日

5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎世田谷区告示第586号  
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。  
令和5年8月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称  
デイサービス秋桜

2 事業所の所在地  
東京都世田谷区  
深沢七丁目22番12号1階

3 事業者の名称  
株式会社秋桜ケアサービス

4 廃止届受理年月日  
令和5年7月14日

5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第587号  
令和5年3月24日世田谷区告示第207号の一部を次のように訂正する。  
令和5年8月21日  
世田谷区長 保坂展人

「2 指定納付受託者に納付させ寄附金  
告示中 3 指定納付受託者として指定  
令和5年4月1日  
る歳入  
した日 を 「2 指定納付受託者の指定を  
した日 令和5年4月1日  
」  
した日 に訂正する。  
」

◎世田谷区告示第588号

令和5年3月24日世田谷区告示第208号の一部を次のように訂正する。  
令和5年8月21日  
世田谷区長 保坂展人  
「2 指定納付受託者に納付させ寄附金  
告示中 3 指定納付受託者として指定  
令和5年4月1日  
る歳入  
した日 を 「2 指定納付受託者の指定を  
した日 令和5年4月1日  
」  
した日 に訂正する。  
」

◎世田谷区告示第589号  
令和4年4月1日世田谷区告示第340号の一部を次のように訂正する。  
令和5年8月21日  
世田谷区長 保坂展人

「2 指定納付受託者に納付させ寄附金  
告示中 3 指定納付受託者として指定  
令和4年4月1日  
る歳入  
した日 を 「2 指定納付受託者の指定を  
した日 令和4年4月1日  
」  
した日 に訂正する。  
」

◎世田谷区告示第590号  
令和4年4月1日世田谷区告示第341号の一部を次のように訂正する。  
令和5年8月21日  
世田谷区長 保坂展人

「2 指定納付受託者に納付させ寄附金  
告示中 3 指定納付受託者として指定  
令和4年4月1日  
る歳入  
した日 を 「2 指定納付受託者の指定を  
した日 令和4年4月1日  
」  
した日 に訂正する。  
」

◎世田谷区告示第591号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月22日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区桜上水二丁目689番3の内から687番5の内まで

3 変更の区域  
延長 13.20メートル  
幅員 0.92メートルから  
1.18メートルまで  
面積 12.40平方メートル

世田谷区公報

4 供用開始の期日  
令和5年8月22日

---

◎世田谷区告示第592号  
介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。  
令和5年8月22日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 ケアプラン深沢  
2 事業所の所在地 東京都世田谷区深沢五丁目25番10号  
3 事業者の名称 株式会社悠林舎  
4 廃止届受理年月日 令和5年8月14日  
5 サービスの種類 居宅介護支援

---

◎世田谷区告示第593号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月23日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
(1) 37-52  
(2) 40-1  
(3) 37-52  
2 変更の区間  
(1) 世田谷区中町四丁目91番1の内  
(2) 世田谷区中町四丁目91番1の内  
(3) 世田谷区中町四丁目91番1の内  
3 変更の区域  
(1) 面積 1.07平方メートル  
(2) 延長 59.47メートル  
幅員 0.25メートル  
面積 15.07平方メートル  
(3) 面積 1.14平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和5年8月23日

---

◎世田谷区告示第594号  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。  
この関係図面は、令和5年8月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月23日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
45-G293-01  
2 指定する起終点  
世田谷区岡本二丁目911番2  
3 用途  
区管理道路

---

◎世田谷区告示第595号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年8月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月23日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区駒沢二丁目974番12  
3 変更の区域  
延長 32.11メートル  
幅員 0.19メートルから  
0.20メートルまで  
面積 6.31平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和5年8月23日

---

◎世田谷区告示第596号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月23日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区桜上水二丁目698番13  
3 変更の区域  
延長 5.22メートル  
幅員 1.19メートル  
面積 6.22平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和5年8月23日

---

◎世田谷区告示第597号  
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。  
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
令和5年8月25日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定取消番号 第2919号  
2 指定取消年月日 令和5年8月24日  
3 指定取消の位置 世田谷区下馬一丁目58番1の一部  
4 道路の幅員 4.00メートル  
5 道路の延長 18.54メートル  
6 申出者氏名 村椿 孝子

---

◎世田谷区告示第598号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月25日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区祖師谷三丁目465番3の

内

3 変更の区域  
延長 8.28メートル  
幅員 0.07メートルから  
0.12メートルまで  
面積 0.84平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和5年8月25日

---

◎世田谷区告示第599号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月25日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区南烏山四丁目620番15の内  
3 変更の区域  
延長 4.32メートル  
幅員 0.36メートルから  
0.39メートル  
面積 1.57平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和5年8月25日

---

◎世田谷区告示第600号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月28日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区等々力五丁目10番19地先無番から10番1地先無番まで  
3 変更の区域  
延長 13.99メートル  
幅員 0.54メートル  
面積 7.62平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和5年8月28日

---

◎世田谷区告示第601号  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。  
この関係図面は、令和5年8月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月28日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
33-G087  
2 一部を廃止する起終点  
(旧)世田谷区等々力五丁目10番24

地先無番から10番18地先無番まで  
(新) 世田谷区等々力五丁目10番24地先無番から10番9地先無番まで

3 廃止の期日  
令和5年8月28日

---

**◎世田谷区告示第602号**  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。  
この関係図面は、令和5年8月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月28日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
33-G087-01

2 指定する起終点  
世田谷区等々力五丁目10番18地先無番

3 用途  
区管理道路

---

**◎世田谷区告示第603号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月29日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
36-5

2 変更の区間  
世田谷区松原五丁目500番8

3 変更の区域  
延長 9.65メートル  
幅員 0.44メートルから0.66メートルまで  
面積 4.99平方メートル

4 供用開始の期日  
令和5年8月29日

---

**◎世田谷区告示第604号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月30日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷六丁目821番1の内

3 変更の区域  
延長 11.87メートル  
幅員 0.14メートルから0.15メートルまで  
面積 1.80平方メートル

4 供用開始の期日  
令和5年8月30日

---

**◎世田谷区告示第605号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和5年8月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月30日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
40-1

2 変更の区間  
世田谷区大原一丁目1122番30の内から1122番51の内まで

3 変更の区域  
延長 6.32メートル  
幅員 0.85メートルから0.88メートルまで  
面積 5.45平方メートル

---

**◎世田谷区告示第606号**  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年8月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年8月30日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
22-G207

2 変更の区間  
世田谷区八幡山二丁目752番1の内

3 変更の区域  
延長 6.49メートル  
幅員 1.09メートル  
面積 7.12平方メートル

4 供用開始の期日  
令和5年8月30日

---

**◎世田谷区告示第607号**  
介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。  
令和5年8月31日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称  
らいおんハート デイサービスプレミアム杉並

2 事業所の所在地  
東京都杉並区和泉一丁目38番12号ドーミー方南町1階

3 事業者の名称  
株式会社カスケード東京

4 廃止届受理年月日  
令和5年8月24日

5 サービスの種類  
地域密着型通所

介護

---

**◎世田谷区告示第608号**  
次の世田谷区立区民センターは、令和5年9月1日から当分の間、その供用を中止する。  
令和5年8月31日  
世田谷区長 保坂展人

1 名称  
世田谷区立弦巻区民センター

2 位置  
東京都世田谷区弦巻一丁目26番11号

---

公 告

---

**◎世田谷区公告第51号**  
公文書の管理状況の公表について  
世田谷区公文書管理条例(令和2年3月世田谷区条例第4号)第9条の規定により、令和4年度の公文書の管理の状況を次のとおり公表する。  
令和5年8月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 文書事務の実施機関  
区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会

2 公文書の作成等の状況(総合文書管理システム上の件数)

(1) フォルダ等の作成 203,375件  
(2) 文書の収受 43,173件  
(3) 起案文書の作成 108,762件

3 職員を対象とした公文書の管理に関する研修の実施状況

研修名	受講対象者	受講者数
採用1年目文書	新規採用職員	212名
文書(システム入門)	希望する職員(初心者)	38名
文書(ファイリング)	文書担当者及び希望する職員	32名
文書(監督者)	文書主任及び希望する係長職職員	17名
会計年度任用職員(基幹実務研修)文書管理	希望する事務系の会計年度任用職員	52名

4 公文書の管理に関する点検の実施状況

(1) 点検の概要  
公文書の作成又は収受及び保管の状況について、各実施機関において自己点検を実施したほか、複数の部署に対して、区政情報課の職員による実地での点検を実施した。また、文書事務に携わる全職員を対象に、文書事務のセルフチェック(文書事務全般に関する理解度チェック)を実施した。

(2) 主な点検の内容

① 公文書が適切に作成又は収受されているか。  
② フォルダ等が適切に作成され、

公文書が適正に管理されているか。

(3) 点検の結果  
公文書の管理状況は概ね良好であり、起案文書の電子決定も適切に実施されてきたが、総合文書管理システムへの日付の誤入力等が見受けられた。

(4) 点検の結果を受けての対応  
総合文書管理システムへの誤入力の訂正等必要な措置を行った上で、再発防止策を講じる等事務の改善を指導した。

5 特定重要公文書の管理状況

(1) 特定重要公文書の保存 202件  
(2) 特定重要公文書の利用 3件

◎世田谷区公告第52号  
開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和5年8月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区下馬五丁目1番4	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー41階 プロパティエージェンツ株式会社 代表取締役 中西聖

◎世田谷区公告第53号  
建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により認定した建築物について、同条第8項の規定により一団地の区域等を次のとおり公告するとともに、当該区域等を表示した図書を公衆の縦覧に供する。  
令和5年8月2日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定年月日及び認定番号  
令和5年7月26日付第R04認定0049号

2 一団地の区域（地名地番）  
世田谷区大蔵三丁目97番15

3 建築物の名称  
（仮称）カーメスト大蔵の杜（第2期）

4 縦覧場所  
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号  
世田谷区都市整備政策部内

◎世田谷区公告第54号  
屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているのを公告する。  
令和5年8月3日  
世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区公告第55号  
東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。  
令和5年8月4日  
世田谷区長 保坂展人

1 起業者の名称  
国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

2 事件名  
令和5年第10号及び令和5年第10号の2  
東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件

3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目  
東京都世田谷区成城三丁目2301番5 宅地

4 縦覧場所  
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号  
世田谷区道路・交通計画部道路計画課

5 縦覧期間  
令和5年8月4日から同月18日まで

◎世田谷区公告第56号  
東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。  
令和5年8月4日  
世田谷区長 保坂展人

1 起業者の名称  
国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

2 事件名  
令和5年第11号及び令和5年第11号の2  
東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件

3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目  
東京都世田谷区成城三丁目2319番1 宅地

4 縦覧場所  
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号  
世田谷区道路・交通計画部道路計画課

5 縦覧期間  
令和5年8月4日から同月18日まで

で

◎世田谷区公告第57号  
東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。  
令和5年8月4日  
世田谷区長 保坂展人

1 起業者の名称  
国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

2 事件名  
令和5年第12号及び令和5年第12号の2  
東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件

3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目  
東京都世田谷区成城三丁目2319番2 宅地

4 縦覧場所  
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号  
世田谷区道路・交通計画部道路計画課

5 縦覧期間  
令和5年8月4日から同月18日まで

◎世田谷区公告第58号  
東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。  
令和5年8月4日  
世田谷区長 保坂展人

1 起業者の名称  
国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

2 事件名  
令和5年第13号及び令和5年第13号の2  
東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件

3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目  
東京都世田谷区成城三丁目2319番3 宅地

4 縦覧場所  
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号  
世田谷区道路・交通計画部道路計画課

5 縦覧期間  
令和5年8月4日から同月18日まで

で	で	で
<p>◎世田谷区公告第59号</p> <p>東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和5年8月4日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社</li> <li>事件名 令和5年第14号及び令和5年第14号の2 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件</li> <li>使用しようとする土地の所在、地番及び地目 東京都世田谷区成城三丁目2319番 4 宅地</li> <li>縦覧場所 東京都世田谷区玉川一丁目20番1号 世田谷区道路・交通計画部道路計画課</li> <li>縦覧期間 令和5年8月4日から同月18日まで</li> </ol>	<p>◎世田谷区公告第61号</p> <p>東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和5年8月4日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社</li> <li>事件名 令和5年第16号及び令和5年第16号の2 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件</li> <li>使用しようとする土地の所在、地番及び地目 東京都世田谷区成城三丁目2319番 6 宅地</li> <li>縦覧場所 東京都世田谷区玉川一丁目20番1号 世田谷区道路・交通計画部道路計画課</li> <li>縦覧期間 令和5年8月4日から同月18日まで</li> </ol>	<p>◎世田谷区公告第63号</p> <p>東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和5年8月4日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社</li> <li>事件名 令和5年第18号及び令和5年第18号の2 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件</li> <li>使用しようとする土地の所在、地番及び地目 東京都世田谷区成城四丁目1745番 11 宅地</li> <li>縦覧場所 東京都世田谷区玉川一丁目20番1号 世田谷区道路・交通計画部道路計画課</li> <li>縦覧期間 令和5年8月4日から同月18日まで</li> </ol>
<p>◎世田谷区公告第60号</p> <p>東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和5年8月4日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社</li> <li>事件名 令和5年第15号及び令和5年第15号の2 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件</li> <li>使用しようとする土地の所在、地番及び地目 東京都世田谷区成城三丁目2319番 5 宅地</li> <li>縦覧場所 東京都世田谷区玉川一丁目20番1号 世田谷区道路・交通計画部道路計画課</li> <li>縦覧期間 令和5年8月4日から同月18日まで</li> </ol>	<p>◎世田谷区公告第62号</p> <p>東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和5年8月4日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社</li> <li>事件名 令和5年第17号及び令和5年第17号の2 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件</li> <li>使用しようとする土地の所在、地番及び地目 東京都世田谷区成城三丁目2319番 7 宅地</li> <li>縦覧場所 東京都世田谷区玉川一丁目20番1号 世田谷区道路・交通計画部道路計画課</li> <li>縦覧期間 令和5年8月4日から同月18日まで</li> </ol>	<p>◎世田谷区公告第64号</p> <p>東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和5年8月4日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社</li> <li>事件名 令和5年第19号及び令和5年第19号の2 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件</li> <li>使用しようとする土地の所在、地番及び地目 東京都世田谷区成城四丁目1760番 33 宅地</li> <li>縦覧場所 東京都世田谷区玉川一丁目20番1号 世田谷区道路・交通計画部道路計画課</li> <li>縦覧期間 令和5年8月4日から同月18日まで</li> </ol>

で

◎世田谷区公告第65号

東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。

令和5年8月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 起業者の名称
国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
2 事件名
令和5年第20号及び令和5年第20号の2
東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件
3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目
東京都世田谷区成城四丁目1760番36 宅地
4 縦覧場所
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号
世田谷区道路・交通計画部道路計画課
5 縦覧期間
令和5年8月4日から同月18日まで

◎世田谷区公告第66号

東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。

令和5年8月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 起業者の名称
国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
2 事件名
令和5年第21号及び令和5年第21号の2
東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件
3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目
東京都世田谷区成城四丁目1847番1 山林
4 縦覧場所
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号
世田谷区道路・交通計画部道路計画課
5 縦覧期間
令和5年8月4日から同月18日まで

で

◎世田谷区公告第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和5年8月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画生産緑地地区
2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
世田谷区赤堤四丁目、玉堤二丁目、等々力八丁目、尾山台二丁目、上用賀六丁目、千歳台二丁目、喜多見一丁目、宇奈根三丁目、鎌田三丁目、粕谷二丁目、南鳥山一丁目、成城九丁目、船橋四丁目、岡本二丁目、宇奈根二丁目、中町三丁目、祖師谷六丁目及び上祖師谷六丁目各地内
追加する部分
世田谷区等々力一丁目、等々力四丁目、中町四丁目、瀬田三丁目、千歳台二丁目、船橋四丁目、喜多見七丁目、千歳台五丁目、上祖師谷四丁目、喜多見五丁目、等々力三丁目及び祖師谷五丁目各地内
3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
4 縦覧期間
令和5年8月8日から同月22日まで
5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第68号

世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和5年8月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
太子堂五丁目・若林二丁目地区地区街づくり計画
2 地区街づくり計画を策定する土地の位置及び区域
世田谷区太子堂五丁目及び若林二丁目各地内

- 3 地区街づくり計画の案の縦覧場所
世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所各街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課
4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和5年8月10日から同月24日まで
5 意見書の提出先
世田谷区世田谷総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第69号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年8月18日

世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 2 許可を受けた者の住所及び氏名. Content includes development area details and applicant information.

◎世田谷区公告第70号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年8月18日

世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 2 許可を受けた者の住所及び氏名. Content includes development area details and applicant information.

◎世田谷区公告第71号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、次のとおり変更したので公告する。

令和5年8月23日

世田谷区長 保坂展人



<p>1 予防接種の種類 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種</p> <p>2 予防接種の対象者 世田谷区内に居住する生後6月以上の者</p> <p>3 予防接種を行う期間 令和5年8月23日から令和6年3月31日まで</p> <p>4 予防接種を行う場所 世田谷区内の指定施設及び指定医療機関</p> <p>5 予防接種を行う医師の氏名 前項に規定する指定医療機関において掲示するもの</p> <p>6 使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者 別紙のとおり</p> <p>7 予防接種を受けることが適当でない者 (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者 (2) 明らかな発熱を呈している者 (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者 (4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者 (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者</p> <p>8 接種の判断を行うに際して注意を要する者 (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者 (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者 (3) 過去にけいれんの既往のある者 (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者 (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者 (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する場合におけるラテックス過敏症のある者</p> <p>別紙 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者は、次のとおりとする。</p> <p>1 初回接種(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)(令和3年2月16日付厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知。以下「大臣指示」という。))3(1)に規定</p>	<p>する初回接種をいう。以下同じ。)</p> <p>次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者(世田谷区内に居住する生後6月以上の者をいう。以下同じ。)のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和四年秋開始接種(大臣指示3(2))に規定する令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。))又は令和五年春開始接種(大臣指示3(3))に規定する令和五年春開始接種をいう。以下同じ。)を受けたものを除く。)とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="571 539 900 824"> <p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。))第14条の承認を受けたものに限る。)</p> </td> <td data-bbox="900 539 1026 824"> <p>12歳以上の者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 824 900 1070"> <p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)</p> </td> <td data-bbox="900 824 1026 1070"> <p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1070 900 1413"> <p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。以下「ファイザー(オミクロン5歳～11歳用)」という。)</p> </td> <td data-bbox="900 1070 1026 1413"> <p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1413 900 1783"> <p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。以下「ファイザー(オミクロン12歳以上用)」という。)</p> </td> <td data-bbox="900 1413 1026 1783"> <p>12歳以上の者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1783 900 1973"> <p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p> </td> <td data-bbox="900 1783 1026 1973"> <p>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</p> </td> </tr> </table> <p>2 令和四年秋開始接種 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンの接種を受けることができる者(令和五年春開始接種を受け</p>	<p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。))第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者</p>	<p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>	<p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。以下「ファイザー(オミクロン5歳～11歳用)」という。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>	<p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。以下「ファイザー(オミクロン12歳以上用)」という。)</p>	<p>12歳以上の者</p>	<p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</p>	<p>たものを除く。)は、対象者のうち同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1026 215 1262 465"> <p>ファイザー(オミクロン5歳～11歳用)</p> </td> <td data-bbox="1262 215 1476 465"> <p>5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1026 477 1476 629"> <p>3 令和五年春開始接種 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1026 629 1262 880"> <p>ファイザー(オミクロン5歳～11歳用)</p> </td> <td data-bbox="1262 629 1476 880"> <p>5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1026 880 1262 1279"> <p>ファイザー(オミクロン12歳以上用)</p> </td> <td data-bbox="1262 880 1476 1279"> <p>12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p> </td> </tr> </table> <p>◎世田谷区公告第72号 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているので公告する。 令和5年8月24日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>告 示 (農)</p> <p>◎世田谷区農業委員会告示第9号 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第1回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。 令和5年8月25日 世田谷区農業委員会会長 穴戸幸男</p> <p>1 開催日時 令和5年8月31日(木)午後3時00分 2 開催場所 区役所第2庁舎第5委員会室 3 審議事項 (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について (2) 第2号議案 農地法に基づく転用</p>	<p>ファイザー(オミクロン5歳～11歳用)</p>	<p>5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。)</p>	<p>3 令和五年春開始接種 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者とする。</p>		<p>ファイザー(オミクロン5歳～11歳用)</p>	<p>5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)</p>	<p>ファイザー(オミクロン12歳以上用)</p>	<p>12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>
<p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。))第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者</p>																			
<p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>																			
<p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。以下「ファイザー(オミクロン5歳～11歳用)」という。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>																			
<p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。以下「ファイザー(オミクロン12歳以上用)」という。)</p>	<p>12歳以上の者</p>																			
<p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</p>																			
<p>ファイザー(オミクロン5歳～11歳用)</p>	<p>5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。)</p>																			
<p>3 令和五年春開始接種 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者とする。</p>																				
<p>ファイザー(オミクロン5歳～11歳用)</p>	<p>5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)</p>																			
<p>ファイザー(オミクロン12歳以上用)</p>	<p>12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>																			

(3) 第3号議案  
届出について  
その他の事項について